

2014年9月17日

一般財団法人日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 様

徳島県臨床心理士会
会長 葛西真記子

公認心理師法案への対応に関する要望書

臨床心理士は、現在 28,000 人を数え、教育、医療、福祉、産業、司法・矯正など広い領域で活動しており、心の健康に関わる汎用的な専門資格として、国民の皆様から認められるようになってきました。

日本臨床心理士会は、臨床心理士有資格者の相互の連携を密にすることで、その資質と技能の向上を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として活動されるとともに、その国家資格化に向けてご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

しかし、貴会が進める公認心理師法案について以下の5点に関して重大な懸念があります。修正に向けて対応してくださいよう要望いたします。また、貴会のお考えをお聞かせいただけませんか。よろしく願いいたします。

1. 大学院を修了していない学部卒業者にも受験資格が与えられています(第7条第2項)。

受験資格は所定の単位を修得した大学院修士課程修了者にしていきたい。

心の健康に関わるためには高度な専門知識と技能が要求されます。そのため、学部教育だけでなく、それに加えて大学院修士課程における教育・訓練が必要不可欠だと考えられ、臨床心理士資格は大学院修士課程修了を受験資格としています。

国民の心の健康を維持向上するうえで、心理サービスのさらなる質の向上を目指すためには、また、社会からの期待に十分応えるためには、国家資格となる「公認心理師」は、大学院修士課程修了が必要であると思います。

2. 医療機関外で活動している心理師にも「当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」となっています(第42条第2項)。貴会も医師の指示条項に疑義を表明されているにもかかわらず、なぜ公認心理師法案を進めるのか、お教えいただきたい。

貴会だけではなく、日本臨床心理士資格認定協会、日本心理臨床学会、日本臨床心理士養成大学院協議会をはじめ多くの関係団体が、医師の指示条項に疑義を表明しています。言語聴覚士や精神保健福祉士と同様に「医師の指導」に変更すべきだと考えます。

3. 現在の公認心理師法案が可決されれば、臨床心理士の何倍もの公認心理師が誕生することが見込まれます。そのため、就職状況が一層厳しくなると見込まれますが、臨床心理士の職能団体である貴会は、この点についてどのように考えておられるのか、お教えいただきたい。

学校カウンセラー（750人）、学校心理士（3,700人）、キャリア・カウンセラー（140人）、教育カウンセラー（12,000人）、認定カウンセラー（1,000人）、臨床発達心理士（2,700人）の資格を有する人たちが「スクールカウンセリング推進協議会」を設立し、スクールカウンセラーの採用枠を広げ、「ガイダンスカウンセラー」を活用するようにと活動しています。その他、心理学に関連する資格として産業カウンセラー、特別支援教育士、認定心理士などが挙げられます。

これらの資格保有者が心理師を受験することが予想され、臨床心理士の何倍もの心理師が誕生すると考えられます。これほど多くの心理師の就職先はあるのでしょうか。国家資格を目指す理由の一つが、就労問題を解決するためでした。しかし、これでは、就労問題が一層困難になるのではないのでしょうか。

4. 現在の公認心理師法案であれば、その資質向上の責務について言及されていません。臨床心理士の資質保障のためにこれまで行ってきたように5年ごとの資格の更新制度を設けることが必要ではないでしょうか。

精神保健福祉士や社会福祉士又は介護福祉士においても、資質向上の責務については言及されておりますが、「福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」（精神保健福祉法第四十一条の二、社会福祉又は介護福祉士法第四十七条の二）更新制度について言及されていません。

5. 仮に法律が制定された後においても、新法の施行状況等を十分調査・分析し、資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を積極的に講じていただきたい。

以上